

(VOL. 236)

発行日: 平成29年2月1日

発行者:有限会社サンクスマインドコンサルティング

連絡先:〒359-0043

埼玉県所沢市弥生町 1792-10

TEL:04-2907-1715

E-MAIL: info@thanksmind.co.jp

http://www.thanksmind.co.jp

特集

「人事考課の基本④」・・・評価項目/評価基準の確認(その1)

本誌では、人事考課について特集しています。

人事考課は、上司にとっては避けられない仕事。

しかしながら、できることなら避けたい仕事とよく言われます。

もともと人が人を評価することは難しいこと。

どれだけ、時間をかけて慎重に評価しても、限界があります。

「私はどうして、これしか評価されないのか?」

特に、評価が低い人にとっては、「感情的」に受け入れられない場合もあるでしょう。

相手の「納得」まで至らなくても、まずは、考課者がきちんと説明し、相手に「理解」してもらうこと に努めましょう。

ということで、今回から、前回説明した基本手順に沿って、具体的なポイントについて確認して行きます。

1.人事考課の原則と基本手順 ・・・ 前回の復習

<人事考課の基本原則>

前回説明した通り、人事考課の基本原則は以下の3点です。

原則1: 公平性の原則

人事考課の目的のひとつが、「社員に対する報い」です。 それぞれの社員の努力と成果に対して、相応に報いることによって、動機づけにもつながります。 そして、その制度の大前提になるのが「公平性」です。

原則2: 客観性の原則

評価においては、できるだけ主観を排除し、客観的に評価することが必要です。 具体的には、考課者は、できるだけ「事実」を集め、そして、その「事実」に基づき評価することが 求められます。

原則3: 透明性の原則

上述の通り、人事考課は人間が行うので限界があります。 だからこそ、考課者が被考課者に対して、結果と理由をしっかりと説明することが大事です。

<人事考課の基本手順>

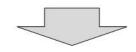
人事考課の3つの原則を踏まえて、人事考課を行います。 具体的な手順は以下の通りです。

今回のテーマ

ステップ1

評価項目/評価基準の確認

⇒ どのようなことを、どのように評価するのか?



ステップ2

目標の設定

⇒ どのようなテーマをどの程度の水準で設定するか?



ステップ3

実践の観察と評価

- ⇒ どのようなことを、どれだけ行ったか?
 - ⇒ その成果は?
 - ⇒ どのように評価するか?



ステップ4

フィードバック(説明)

⇒ どのように説明するか?

2. ステップ1:評価項目/評価基準の確認

会社として、社員にどのようなことを期待するのか?

そして、評価の優劣の判断をどうやって行うのか?

言うまでもなく、人事考課を行う際の最も重要なポイントです。

もし、考課者よって、その理解にバラつきがあったら、「公平性の原則」は担保できるはずがありません。

しかしながら、「大丈夫???」と思ってしまうような会社も多々あります。

以下、考え方にバラつきがある代表的なケースで説明していきます。

評価項目に関するバラつき・・・例えば、「能力評価」に関するバラつき

考課者Aさん: 被考課者が保有している能力が高い人を、高く評価する 考課者Bさん: 能力を活用(発揮)して会社に貢献した人を、高く評価する

AさんとBさんでは、全く評価結果が変わってしまいます。

例えば、フィギュアスケートで考えてみましょう。

浅田真央さんは、女子選手で唯一トリプルアクセルを跳べる能力を持っています。

これまでも、国際大会で何度も成功させてきました。

もし考課者Aの考え方ならば、当然、高い評価になるでしょう。

こういう考え方に従えば、一度、高く評価すると、その後の評価はほとんど下がることはありません。 しかし・・・

もし、試合でトリプルアクセルを回避したとしたらどうでしょうか?

当然、高い点数は得られません。

また、トリプルアクセルに挑戦したとしても、転倒してしまったらどうでしょうか?

この場合も、点数は低くなります。

その一方で、3回転しか跳べない選手が、完璧な演技をしたとしたら? それなりに高い点数が出て当然です。

「当たり前のことじゃないか!」

そんな声が聞こえてきそうです。

しかしながら、実際には、会社の中でも、保有の能力を評価するAさんのような考え方の人が結構います。

もしかしたら、「能力評価」という名前自体に問題があるかも知れませんね。

「能力活用度評価」または、「能力発揮度評価」とでもすれば、少しはイメージが変わるでしょう。

参考: 公務員の評価の例

参考までに、次ページで公務員の評価制度について紹介します。

「公務員は仕事をしてもしなくても給料は同じ」というのは昔のこと。

今は、公務員の方々も、一般企業と同様に、「能力評価」と「業績評価」で評価されます。

この資料は、内閣人事局のホームページに記載されていたものですが、着目していただきたいのは、 「能力評価」の説明書きの部分です。

わざわざ、「発揮した能力の評価」という文言に下線が引いてありますし、吹き出しで「潜在能力・ 保有能力では評価されない」と書かれています。

この考え方は、上記の考課者Bさんの考え方。

公務員の方々の中にも、考課者Aさんのように誤解している方がいるようです。



出所:内閣人事局ホームページ

評価基準に関するバラつき・・・例えば、「責任感」に関するバラつき

考課者Aさん: 佐藤さんは、言われたことをしっかりこなしているから、評価は高い

考課者Bさん: 佐藤さんは、言われたことしかしないから、評価は低い

佐藤さんの昨年の上司がAさん、今年の上司がBさん。

仮に、佐藤さんの仕事ぶりが昨年と今年と全く同じだったとして、このように上司のバラつきが あったら、佐藤さんはきっと納得しないでしょう。

しかしながら、実際に、このようなことは多々あります。

このバラつきの主な理由は、Aさんと、Bさんの佐藤さんに対する「期待」の差です。

評価は、「期待」に対する「結果」ですので、期待のレベル(水準)によって、同じ結果でも、評価が高くなったり、低くなったりします。



日本の企業の多くは、基本給の中に「能力給(職能給)」を採用しています。

「能力給」は「職務遂行能力」のことであり、「×等級」などのグレードを設け、グレードが高い人に対して、高い基本給を支払っています。

これは、「職務遂行能力が高い人には、会社に対して高いレベルの貢献をしてもらいたい」という期待の表れです。

例えば、上記の「責任感」について考えてみましょう。

入社間もない社員であれば、「上司から指示されたこと」を、しっかりと責任をもって実行すること を期待されるでしょう。

しかしながら、主任クラスの中堅社員だったらどうでしょうか?

上司から指示されたことだけでなく、その背景、目的を考え、自ら工夫することを期待されると 思います。

「×等級の社員には、どこまで期待するのか?」

会社として、それぞれの評価項目について、グレードごとの期待水準を定め、考課者間で統一する ことが求められます。

<続きは次回>